

令和7年度 三郷町保育園等利用申込案内

【保育園等（保育所・小規模保育事業・家庭的保育事業）とは】

保護者及び同居の親族の方が就労などにより家庭内で保育ができない場合、保護者及び同居の親族の方にかわり、お子さんを保育する児童福祉施設です。

※「下の子に手がかかる」「集団生活に慣れさせたい」というような理由で入園はできません。

保育園等の利用には、下記の教育・保育給付認定を受ける必要があります。

認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園(※)、認定こども園
2号認定	満3歳以上 で保護者の就労や疾病などにより、 保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満 で保護者の就労や疾病などにより、 保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園など

※私立幼稚園については、新制度に移行した園と旧制度のままで継続する園があり、各園の判断でどちらか選択されています。

（旧制度継続の私立幼稚園については、支給認定を受ける必要はありません。新制度に移行した私立幼稚園については、支給認定を受ける必要があります。支給認定については別途園よりご案内しますのでご確認ください。）

【認定基準】

保護者及び同居の親族の方が次の保育事由のいずれかに該当し、家庭で保育できないと認められる場合。

*世帯分離に関わらず同居所に住んでいる65歳未満の方全員が保育事由に該当する必要があります。

保育事由	認定基準
①就労	児童の保護者が1ヶ月あたり48時間以上就労することを常態としており、その児童の保育ができない場合。
②妊娠・出産	児童の保護者が妊娠中であるか又は出産後間がなく、その児童の保育ができない場合。 ※保育の実施期間は出産予定日より6週前の日の属する月の1日から、8週後の日の翌日の属する月の末日までとします。
③疾病・障がい等	児童の保護者が病気、負傷、心身障がい等を有しており、その児童の保育ができない場合。
④介護・看護	児童の家庭に介護が必要な高齢者や長期にわたる病人、心身に障がいのある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているためその児童の保育ができない場合。
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧のためにその児童の保育ができない場合。
⑥求職活動	児童の保護者が求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っているため、その児童の保育ができない場合。 ※保育の実施期間は、求職活動時最大3ヶ月、起業準備時最大6ヶ月とします。
⑦就学	児童の保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合。 ※保育の実施期間は就学期間内とし、自動車教習所・在宅学習は不可とします。
⑧児童虐待・DV	児童虐待・DVのおそれがある場合。
⑨育児休業	育児休業取得時、既に保育を利用している児童がおり、継続利用が必要で出産後1年以内に復職をする場合。 ※新規申込の場合は、復職予定月又はその前月からの利用開始について申込むことができます。
⑩その他上記に類する状態にあると町長が認める場合	

【保育の必要量に応じた区分】

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育が必要な時間によって「保育標準時間認定」又は「保育短時間認定」に区分されます

保育必要量	保育時間	保育事由
保育標準時間認定	1日11時間の保育	就労（就労時間が月120時間以上）及び下記以外の事由
保育短時間認定	1日8時間の保育	就労（就労時間が月120時間未満）、求職活動、育児休業

令和7年度保育園等新規利用申込の随時受付について

【利用までのながれ】★事前に必ず見学を済ませておいてください★

申込書類の
配布・受付

◇配布・受付場所：こども未来課窓口（三郷町福祉保健センター内）
（※申込書類はホームページからダウンロードも可能です。）

◇受付期間：入園希望月の2ヶ月前の1日～20日（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）
（※町内の認可保育施設で保育士として勤務する場合はこの限りではありません。）

- ・上記期間外での受付はできません。育児休業から復職予定等の場合は特にご注意ください。
- ・1日が土・日・祝日の場合はその翌日以降で最初の平日から、20日が土・日・祝日の場合はその前の平日までとなります。
- ・受付できるのは申込時点で既に出生されている児童となります。
- ・入園日は各月の1日となります。
- ・慣らし保育期間中は通常より早い時間にお迎えに行ってください必要がありますので、育児休業から復職予定で申し込みされる方は入園日にご注意ください。（復職予定月またはその前月を入園希望月とすることができます。）
- ・育児休業期間を延長する場合に勤務先へ提出が必要となる書類等につきましては、事前に十分ご確認ください。

◆対象児童◆

令和6年度 クラス年齢	生年月日	備考
0歳児	令和6年4月2日～	小規模・家庭的保育申込可
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日	小規模・家庭的保育申込可
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日	小規模・家庭的保育申込可
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日	
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日	
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日	

【広域入所について】

- ・委託…三郷町内にお住まいの方が、町外の保育園等を利用すること。
- ・受託…町外にお住まいの方が、三郷町内の保育園等を利用すること。

上記のように、各自治体の所管を超えて保育園等を利用することを「広域入所」といいます。

・委託の場合（転出予定の場合も含む）

申請書類を三郷町で受け付けし、その書類を三郷町から相手方自治体へ送付する申請方法が一般的です。

ただし、自治体によっては三郷町を通さず直接申請を受け付ける場合もあります。

⇒以下の項目について事前に相手方自治体へ必ずご確認ください。

（1）広域入所の受付可否 （2）申請受付方法 （3）申請締切日（三郷町を通して申請する場合は締切日の10日前までを目安に三郷町にご提出ください。） （4）申請に必要な書類及び様式指定の有無

・受託の場合（転入予定の場合も含む）

申請書類をお住まいの自治体に提出し、その書類をお住まいの自治体から三郷町に送付していただく申請方法が一般的です。

ただし、自治体によっては広域入所の申請書類を受け付けられない場合もあります。その場合は、直接三郷町にご提出ください。

⇒以下の項目について事前にお住まいの自治体へ必ずご確認ください。

（1）広域入所の申請方法 （2）三郷町の受付締切日の何日前までに提出が必要か （3）申請に必要な書類及び様式指定の有無
（可能な限り三郷町の様式での提出をお願いいたします。お住まいの自治体の様式でも受け付けいたしますが、必要事項の不足等で選考に影響を及ぼす場合がありますのであらかじめご了承下さい。）

確認・審査

提出された書類等の確認・審査を行い、選考順位を決定します。

※選考順位については別途選考基準をご確認ください。

選考及び
内定・保留通知

毎月、各保育園等の空き状況に応じて、選考順位の高い方から順に利用調整を行います。

内定者には内定通知書を、内定に至らなかった方には保留通知書を送付（※初回のみ）いたします。

※保留（待機）となった場合でも、令和6年度中は毎月自動的に選考を行います。

面談等

内定施設での面談・説明会等を受けていただきます。

※実施方法は園により異なります。

認定・入所決定

入園決定関係書類を送付いたします。

【ご注意ください】

- ・利用申込は年度ごとに必要となります。
- ・面談等の結果、集団保育に適さないと判断された場合、内定を取り消す場合があります。
- ・申込書類の記載内容等が事実と異なることが判明した場合、入園の決定等を取り消しとなります。
- ・必要書類の提出がない場合、選考の対象にはなりません。
- ・転入予定で申込みし入園が決定した場合、入園月の前月末までに転入手続き及びこども未来課にて改めて手続きをしていただく必要があります。手続きが完了されなかった場合、決定等を取り消し、辞退扱いとする場合があります。

申込必要書類

① 教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書

② マイナンバーに係る確認書類

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法」の規定に基づき、手続きの際にマイナンバー（個人番号）の記入が必要となりますのでご協力をお願いいたします。
また、申込書類をご提出いただく際に、窓口にて**申請保護者の④番号確認書類と⑤本人確認書類**の提示が必要となります。

④番号確認書類（次のいずれか1点）

- ・マイナンバーカード（裏面）
- ・通知カード
- ・マイナンバーの記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

⑤本人確認書類（(a)のいずれか1点、または(b)のいずれか2点）

(a)（顔写真付き本人確認書類）	(b)（顔写真なしの本人確認書類）
・マイナンバーカード（表面） ・運転免許証 ・パスポート ・その他、官公署発行の顔写真付きの書類等（「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されているもの）	・健康保険証 ・年金手帳 ・公共料金の領収書 ・その他、官公署発行の顔写真なしの書類等（「氏名」及び「生年月日又は住所」が記載されているもの）

(a)・(b)いずれも申込書に記載した「申請保護者」の書類をご持参ください。

（例：「申請保護者」が父で窓口に出提出に来られるのが母の場合は、父の確認書類(a)・(b)をご持参ください。）

③ 申込書記載事項に応じた添付書類

該当事項	添付書類
ひとり親家庭	・ひとり親家庭の状況（死別、離婚、未婚、拘留、失踪、離婚調停中で別居別生計など）が確認できる書類（戸籍謄本、児童扶養手当証書、離婚申立書など）
在宅障がい者	・障がい者手帳
特別児童扶養手当受給	・特別児童扶養手当証書
アレルギーあり	・アレルギー検査表
病気療養中	・診断書など

④ 保育認定基準確認書類 ※保護者及び同居の親族の方全員の書類が必要です。

保育必要理由	証明書類
就労（内定）【会社員等】	・就労証明書（申込時点から3ヶ月以内のもの）
就労 【自営業】	・就労証明書（申込時点から3ヶ月以内のもの） 《添付資料》 - 最新年度の確定申告書の控え ※新規開業等で確定申告書の控えが添付できない場合は開業届の控え
妊娠・出産	・母子手帳（表紙及び出産予定日欄のページのコピー）
保護者の疾病・障がい等	・疾病・障がい状況申告書 《添付資料》 - 医師の診断書（申告書の医療機関記入欄に記載のある場合は不要） - 障がい者手帳（所持者のみ）
同居親族の介護・看護	・介護・看護状況申告書 《添付資料》 - 介護・看護を受ける方についての確認書類 ⇒疾病・障がい状況申告書、医師の診断書、障がい者手帳、施設入所証明書など
災害復旧	・罹災証明書など
求職活動・起業準備	・求職活動支援機関等利用証明書 《添付資料》 「三郷町保育実施選考基準点数表」の「2. 家庭状況等に基づく調整点の③」に該当する場合は非自発的失業であることが確認できる書類（雇用保険受給資格者証など）
就学・職業訓練	・次の①又は②のいずれか ①就学等（予定）証明書 ②在学証明書、在学期間がわかるもの及びカリキュラムや時間割表等のスケジュールが確認できるもの。
児童虐待・DV	・こども家庭相談センター等からの意見書など

⑤ 住民税(非)課税証明書

- ・4～8月入園選考分は令和6年度分の証明書（令和6年1月1日時点で三郷町に住民登録のない方のみ）
- ・9～3月入園選考分は令和7年度分の証明書（令和7年1月1日時点で三郷町に住民登録のない方のみ）

なお、申込時点で三郷町に住民登録があり、申込書にマイナンバーをご記入いただいている場合は不要です。

※マイナンバーによる情報連携を行い、所得状況が確認できない場合は、別途課税証明書の提出を依頼する場合があります。

※保護者の所得等によっては、同居祖父母等の課税証明書の提出を依頼する場合があります。

⑥ 転入誓約書・転入予定地が分かる契約書の写し・現住所地の住民票の写し（転入予定でお申し込みの方のみ）

産前・産後休業期間中の入園について

《入園希望月について》

出産予定日より6週前の日の属する月から、8週後の日の翌日の属する月までの間での入園希望月について申込受付が可能です。

例) 出産予定日が6月1日の場合、4月から7月の間の入園希望月分のお申し込みが可能です。

《産後8週後の復帰について》

産前6週・産後8週の間での入園希望で、産後8週後に育児休業を取得する場合は、保育事由は「妊娠・出産」での選考となりますが、出産後8週間を経過する日の翌日の属する月の末日までに復職し、申込書の誓約事項に同意された場合には保育事由は「就労」として選考いたします。

ただし、期日までに復職されなかった場合は退園となります。

なお、新しくお生まれになるお子さまの保育については、事前に確保いただくようお願いいたします。

【ご注意ください】

- ・申込時点でご妊娠されていることが判明している場合は、必ず申込書に出産予定日等をご記入ください。ご記入がない場合には、お申込み及び決定等は取消となります。
- ・「妊娠・出産」として選考し、入園が決定した場合は、下記『育児休業中の入所について』も必ずご確認ください。
- ・「就労」として選考し、入園が決定した場合は、復職後1ヶ月以内に必ず「復職証明書」をこども未来課まで提出してください。様式は三郷町ホームページからダウンロード可能です。ご提出がなく、復職されたことが確認できない場合は退園となります。
- ・新しくお生まれになるお子様の保育が事前に確保できず、期日までに復職できない場合は退園となります。

育児休業中の入園について

《入園希望月について》

育児休業からの復職予定月またはその前月からの入園希望月について申込受付が可能です。

ただし、期日（入園月の翌月末）までに復職されなかった場合は退園となります。

例) 復職日が5月10日の場合、4月または5月の入園希望月分のお申し込みが可能です。

※入園後数日間は慣らし保育で保育時間が短くなり、お迎えの時間が早くなりますので復職月と入園希望月を同月とする場合はご注意ください。

《すでにきょうだいがある保育園等在園の場合》

在園児の保護者が育児休業を取得すると保育を必要とする事由がなくなるため、在園児は原則として育児休業に入る日の月末で退園となります。

育児休業中も在園児の継続利用を希望する場合は、育児休業対象児童の1歳の誕生日までに復職予定であることが記載された「復職予定証明書」の提出が必要です。

※復職予定日が1歳の誕生日を超える場合は在園児の継続利用はできません。

（育児休業に入る日の月末で退園となります。）

《育児休業期間の延長について》

育児休業対象児童の1歳の誕生日までに復職する予定が、保育園に入園できなかった等の理由により育児休業期間を延長することとなった場合は、新たに育児休業対象児童の2歳の誕生日までに復職予定であることが記載された「復職予定証明書」を提出すれば継続利用の延長（最長で2歳の誕生日まで）が可能となります。

《育児休業給付金の支給対象期間延長について》

令和7年4月より支給対象期間延長手続きに係る延長要件が変更となります。

また手続き必要書類についても、利用申込書の写しの提出を求められる場合があります。

育児休業給付金の支給対象期間の延長については、町ではなくお勤め先及びハローワークが判断します。

必ず事前に延長要件や必要書類をお勤め先等にご確認のうえ申込ください。

！！次ページの注意事項も必ずご確認ください！！

【ご注意ください】

- 育児休業から復職予定で入園が決定した場合は、復職後1ヶ月以内に必ず「復職証明書」をこども未来課まで提出してください。様式は三郷町ホームページからダウンロード可能です。
ご提出がなく、復職されたことが確認できない場合は退園となります。
- 復職後の状況（例：就労先、雇用形態、就労時間等）の変更や、復職せずに退職する等で保育事由の変更があった場合、選考の公平性に欠けるため内定等が取り消しとなる場合があります。
- 育児休業を取得された場合、在園児は保育短時間認定（1日8時間までの保育）に変更となります。
- 出産後1ヶ月以内（育児休業期間が決定した時点）に必ず「復職予定証明書」をこども未来課まで提出してください。様式は三郷町ホームページからダウンロード可能です。

よくあるご質問

＜入所申込時_全般＞

Q1：申込受付期間中、申込書の提出が早い方が選考の際有利ですか？

A1：申込書の提出の早さは、選考には関係ありません。

Q2：人気園を教えてください。

A2：町より特定の保育所等を推奨することはできません。

Q3：保育園に空きはありますか。

A3：一斉入園申込は、受付時において在園児の新年度以降の在籍状況等が明確ではないため、お伝えすることができません。

随時申込（年度途中の申込）については、HP上で空き状況を公表しています。（毎月更新）

＜入所申込時_就労関係＞

Q4：育児休業を延長したいのですが、どのような手続きをすればいいですか？

A4：育児休業延長に関しては、お勤め先等にお問い合わせの上、必要な月にお申込ください。

＜申込後＞

Q5：選考結果はいつ頃分かりますか？

A5：一斉入園申込については12月中旬に内定通知を送付予定です。

随時申込については受付締め切り月の月末～翌月上旬に送付予定です。

＜入園保留後＞

Q6：利用希望月に入園できなかった場合、翌月以降にまた申込をする必要がありますか。

A6：初回申込後、申込の取下げがない限り年度末まで利用申込書は有効です。

申請内容に変更がない場合は、再度申込をする必要はありません。

なお、就労状況等に変更がある場合はお手続きが必要となります。

また、新年度以降の選考については、別途申込が必要となります。

Q7：保留後、毎月選考結果は郵送されますか？

A7：保留となった後の選考結果については、内定となった場合のみ郵送にてお知らせします。

入所保留通知書は、初回選考のみ郵送しますが、翌月以降の入所保留通知書は窓口にて申出があった場合のみ発行します。

＜入園内定後＞

Q8：育休中の申込で内定通知をもらったが、復職しなくなった等申込時と内定時で差異があった場合どうなりますか？

例）復帰予定のお勤め先を復職せず、退職することとなった。

育児休業から復帰する予定だったが、妊娠したため復職しないこととなった。

A8：復職後の状況（例：就労先、雇用形態、就労時間等）の変更や、復職せずに退職する等で保育事由の変更があった場合、選考の公平性に欠けるため内定等が取り消しとなる場合があります。

三郷町内保育施設一覧表

※見学については、各園に直接お問い合わせ下さい。

	保育所				小規模保育事業	家庭的保育事業		
施設名	西部保育園	勢野保育園	希望ヶ丘保育園	希望ヶ丘第二保育園	レイモンドヒルズ保育園	ピオスキッズ保育園	ひだまり保育園	ちいさなたね保育園
設置・経営	三郷町	社会福祉法人 仁福祉会	社会福祉法人 見真会		社会福祉法人 樟櫨会	社会福祉法人 仁風会	真鍋 陽子	春木 ゆう
所在地	636-0821 立野北1丁目45-5	636-0811 勢野東2丁目12-3	636-0811 勢野東4丁目12-22	636-0822 立野南2丁目7-7	636-0815 勢野北5丁目10-39	636-0814 勢野5048番1	636-0801 夕陽ヶ丘13-11	636-0824 城山台2丁目12-3
電話番号	0745-73-7634	0745-72-3072	0745-73-0004	0745-72-3338	0745-34-2255	0745-31-5625	0745-72-4366	0745-34-2660
開園年月	昭和49年6月	昭和26年11月	昭和53年11月	昭和59年2月	令和4年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月
定員	120名	90名	105名	120名	60名	19名	5名	5名
入園可能月齢	生後6ヶ月以降	生後6ヶ月以降	生後5ヶ月以降		生後57日以降	生後6ヶ月以降	生後6ヶ月以降	生後6ヶ月以降
保育時間 (早期)	月～土 7:30～8:30	月～土 7:30～8:00	月～土 7:20～8:20		月～土 7:30～8:30	月～土 7:30～8:30	月～土 7:30～8:30	月～土 7:30～8:30
保育時間 (通常)	月～金 8:30～16:30 土 8:30～12:00	月～金 8:00～16:00 土 8:00～12:00	月～金 8:20～16:20 土 8:20～12:00		月～土 8:30～16:30	月～金 8:30～16:30 土 8:30～12:00	月～金 8:30～16:30 土 8:30～12:00	月～金 8:30～16:30 土 8:30～12:00
保育時間 (長時間)	月～金 16:30～18:30 土 12:00～16:00 第4土曜日 なし	月～金 16:00～19:00 土 12:00～14:00 ※長時間料金なし	月～金 16:20～18:20 土 12:00～14:00 第4土曜日 なし		月～土 16:30～18:30	月～金 16:30～18:30 土 12:00～14:00 第4土曜日 なし	月～金 16:30～18:30 土 12:00～14:00	月～金 16:30～18:30 土 12:00～16:00 土曜日については要申込 第4土曜日 なし
延長保育	月～金 18:30～20:00 ※延長保育料金 300円/日(要予約)	※延長保育料金なし	月～金 18:20～19:00 ※延長保育料金 300円/日(要予約)		月～金 18:30～19:30 ※延長保育料金 150円/30分(要予約)	月～金 18:30～19:30 ※延長保育料金 300円/日(要予約)	月～金 18:30～19:30 ※延長保育料金 300円/日(要予約)	月～金 18:30～20:00 ※延長保育料金 300円/日(要予約)
慣らし保育	<3歳児未満の新入園児のみ> 1日目 8:30～10:30 2日目 8:30～12:00 3日目 年齢により相談 <3歳児以上の新入園児のみ> 1日目 8:30～12:30 2日目 通常保育時間	新入園児のみ 1日目 9:00～13:00 2日目 9:00～13:00 3日目 個人により相談	新入園児のみ 1日目 9:00～10:00 2日目 8:20～12:00 3～4日目 8:20～15:00		要相談	要相談	新入園児のみ 1日目 8:30～10:30 2日目 8:30～12:00 3日目 通常保育時間	新入園児のみ 1日目 8:30～10:30 2日目 8:30～12:00 3日目 年齢により相談
休園日	日曜日・祝日 年末・年始(12/29～1/3)							
特別保育 事業	延長保育 一時預かり保育 障がい児保育 地域活動事業 家庭支援推進保育 子育て支援センター	延長保育 障がい児保育 地域活動事業	延長保育 一時預かり保育 障がい児保育	延長保育 一時預かり保育	延長保育 障がい児保育 子育て支援事業	延長保育	延長保育 一時預かり保育 (定員に空きがある場合)	延長保育
連携施設						西部保育園 レイモンドヒルズ保育園	西部保育園 レイモンドヒルズ保育園	西部保育園 レイモンドヒルズ保育園

○申込・問合せ

三郷町役場 こども未来課

住所 : 三郷町勢野西1丁目2番1号(福祉保健センター内)

電話 : 0745-43-7322(直通)